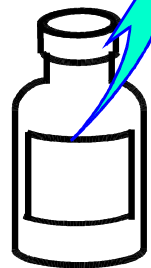


農薬ラベルをよく確認しましょう！ 農薬の飛散防止に努めましょう！

1 使用前に農薬ラベルをよく確認しましょう。

- 農林水産省の登録農薬または特定農薬であることを確認しましょう。（登録農薬は農林水産省登録第〇〇〇号と表示）
農薬として登録されていないのに、「病気が治る」「虫がつかない」などと農薬と同じ効能をうたっている疑わしい資材は使用できません。
- 使用前に、ラベルの内容（適用作物、総使用回数、使用量又は希釈倍数、使用時期など）を確認しましょう。
- 最終有効年月を過ぎた農薬は使用しないようにしましょう。
- ベンゾエピン、メトキシクロル等の販売禁止農薬は使用できません。
- ※ 農産物直売所に出荷を行う生産者も適用作物を確認しましょう。

農林水産省登録
第〇〇〇号



2 農薬の飛散防止に努めましょう。

散布することをまわりの栽培者に必ず伝えましょう。日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です。

散布時の対策

- まわりの作物をネットやシートなどで遮へいしたり一時的に覆いましょう。
- 飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を選びましょう。
- まわりの作物にも登録のある農薬を選びましょう。
- 風のないときや弱いときを選び、風向に気をつけましょう。
- タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗い、農薬が残らないようにしましょう。



3 住宅地及びその近接地域での農薬使用はなるべく避けましょう。 やむを得ず使用する場合は、近隣への情報提供に努めましょう。

- 公園や街路樹等、普段から人が来訪、通行する場所で病虫害防除を行う場合は、平成22年5月に環境省が策定した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」を参考に、農薬を使用しない防除や飛散防止対策等を実施しましょう。
- 住宅地及びその近接地域の農地における病虫害防除は、まず農薬を使用しない方法を考えましょう。やむを得ず農薬を使用する場合は、病虫害の発生状況に応じて農薬を選び、必要最小限の量及び区域にとどめ、農薬の飛散防止に努めましょう。
- 農薬散布計画を事前に周知したり、散布時・散布後は看板を立てるなど必要な情報を提供しましょう。特に、子供の活動場所や化学物質に敏感な人の居住場所などでは農薬散布による健康影響が生じないように、最大限の配慮をしましょう。

4 農薬の使用状況を帳簿に記載しましょう。

- 農薬使用状況を把握・確認するため、使用記録をつけましょう。

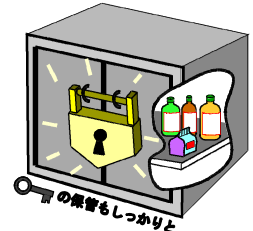
（使用年月日 使用場所 使用農作物名）
（農薬の種類又は名称 使用量又は希釈倍数）

- 使用記録以外に、保管状況、使い残しの農薬および空き容器の処理状況、使用器具の管理状況、事故が発生した時はその状況なども作業日誌に記録しましょう。



5 農薬は、安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。

- 農薬は、「毒物」「劇物」とそれ以外を区別して、鍵のかかる所に保管しましょう。
- 「毒物」「劇物」に該当する農薬の保管庫には、「医薬用外」の文字と、「毒物」又は「劇物」と表示しましょう。
- 農薬散布の準備中も、畑やハウス、自動車などに安易に放置せず、適切に管理しましょう。
- 農薬の紛失・盗難に気付いた場合、直ちに警察に連絡しましょう。



6 農薬による環境への影響に注意しましょう。

- 農薬による環境への危害を防止しましょう。
 - ・ 土壌くん蒸剤などガス化する農薬を使用する場合は、確実に被覆などの措置をしましょう。
 - ・ 使用後の残液は用水・河川などに流さず、適切に処理しましょう。
 - ・ 桑園、養蜂地域などへの農薬の飛散防止に十分留意するとともに、危被害がないよう、少なくとも散布2週間前に養蜂組合等に連絡しましょう。
 - ・ 水田で農薬を使用する場合、7日間の止水期間を守りましょう。



7 農薬の調製・散布時には、 防除衣、マスク、手袋、メガネを着用しましょう。

- 農薬散布時は次のことに注意しましょう。
 - ・ 肌が露出しない服装で散布しましょう。 ・ 作業途中の喫煙・飲食は控えましょう。
 - ・ 手袋は、ゴム又はビニール製のものを使用しましょう。
 - ・ 農薬散布専用のマスク、農薬の種類に対応したメガネを着用しましょう。
- 体調のすぐれない時や疲れている時は、散布作業をしないようにしましょう。

8 農薬散布後は、体をよく洗い、衣服を取り替えましょう。

- 作業後は、手・足・顔だけでなく、体全体を石けんでよく洗うとともに、眼も水で洗い、作業期間は衣服を毎日取り替えましょう。
- 作業後は、飲酒をひかえ、睡眠を十分取りましょう。
- 衣服は、他の衣服と区別して、洗濯しましょう。



9 農薬の空容器、空袋、不用農薬は適正に処理しましょう。

- 使用後の空容器は必ず3回以上洗いましょう。
- 散布液は使い切るようにして、用水や河川に流さないようにしましょう。
- 農薬の空容器、空袋や有効期限が過ぎたなどの理由で不用になった農薬は産業廃棄物処理業者に委託するなど適正に処理しましょう。

問い合わせ先

愛知県農業水産局農政部農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ 052-954-6411(ダイヤル)
最寄りの農林水産事務所農業改良普及課

尾張農林水産事務所農業改良普及課	052-961-8093	豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課	0565-32-7509
同課 稲沢駐在室	0587-21-2511	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課	0536-23-2172
海部農林水産事務所農業改良普及課	0567-55-7611	同課 設楽駐在室	0536-62-0546
知多農林水産事務所農業改良普及課	0569-21-8111(代)	東三河農林水産事務所農業改良普及課	0532-35-6552
西三河農林水産事務所農業改良普及課	0566-76-2400	同 田原農業改良普及課	0531-22-0381
同課 岡崎駐在室	0564-53-1552		
同課 西尾駐在室	0563-57-4154		